

令和元年第3回

石川県議会定例会議案



## 目 次

| 議案番号    | 件 名  | 頁  |
|---------|--|----|
| 議案第 1 号 | 石川県手数料条例等の一部を改正する条例について……………                                     | 1  |
| 議案第 2 号 | 石川県税条例等の一部を改正する条例について……………                                       | 3  |
| 議案第 3 号 | 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例について……………                 | 25 |
| 議案第 4 号 | 石川県選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について……………                        | 27 |
| 議案第 5 号 | 財産の取得について（空港用ロータリ除雪車）……………                                       | 29 |
| 議案第 6 号 | 石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例について……………                                   | 31 |
| 議案第 7 号 | 請負契約の締結について（金沢外環状道路 海側幹線Ⅳ期 地方道改築工事（浅野川橋梁 山側 P 5 - P 7 上部工））…………… | 35 |
| 議案第 8 号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について……………                               | 37 |
| 報告第 1 号 | 平成30年度石川県一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の報告について……………                        | 39 |
| 報告第 2 号 | 石川県税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について……………                               | 45 |
| 報告第 3 号 | 損害賠償額決定の専決処分の報告について……………   | 57 |
| 報告第 4 号 | 損害賠償額決定の専決処分の報告について……………   | 59 |
| 報告第 5 号 | 損害賠償額決定の専決処分の報告について……………   | 61 |
| 報告第 6 号 | 平成30年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について……………                                 | 63 |
| 報告第 7 号 | 平成30年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について……………                             | 75 |
| 報告第 8 号 | 平成30年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について……………                            | 77 |
| 報告第 9 号 | 平成30年度石川県立高松病院事業会計予算繰越計算書について……………                               | 79 |
| 報告第10号  | 平成30年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について……………                              | 81 |



## 議案第一号

### 石川県手数料条例等の一部を改正する条例について

石川県手数料条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年六月十一日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県手数料条例等の一部を改正する条例

(石川県手数料条例の一部改正)

第一条 石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表十二の項7イ中「六千五百円」を「六千六百円」に改め、同項7ロ中「四千五百円」を「四千六百円」に改め、同項7ハ中「三千六百円」を「三千七百元」に改め、同表二十三の項10中「一万七千円」を「一万八千円」に改め、同表二十七の項1中「一万九千二百円」を「一万九千三百円」に改め、同項4中「一万七千七百円」を「一万七千九百元」に改め、同表三十二の項3中「八千円」を「八千五百円」に改め、同表三十三の項2中「二万六百元」を「二万七百元」に改め、同表三十六の項14イ中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百円」に改め、同項14ロ中「八千四百円」を「八千七百元」に、「七千九百元」を「八千二百円」に改め、同項14ハ及びニ中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百円」に改め、同項14ホ中「八千四百円」を「八千七百元」に、「七千九百元」を「八千二百円」に改め、同項15イ中「七千六百円」を「七千九百元」に、「七千円」を「七千四百円」に改め、同項15ロ中「六千円」を「六千二百円」に、「五千五百円」を「五千七百元」に改め、同表六十一の項1イ中「五千九百元」を「六千円」に改め、同項1ロ中「五千二百円」を「五千三百円」に改め、同項2中「二千六百円」を「二千七百元」に改め、同項3中「二千円」を「二千五百円」に改め、同表六十七の項20中「二万七百元」を「二万四千四百円」に、「二万二百円」を「二万九百元」に改め、同表六十八の項3中「八千円」を「八千五百円」に改め、同表七十の項4イ(1)中「一万七千九百元」を「一万八千二百円」に改め、同項4イ(2)(4)中「一万三千五百円」を「一万三千三百円」に改め、同項4イ(2)(ロ)中「一万四千九百元」を「一万五千二百円」に改め、同項4イ(2)(ハ)中「一万七千九百元」を「一万八千二百円」に改め、同項4イ(3)(4)中「八千七百円」を「八千九百元」に改め、同項4イ(3)(ロ)中「九千九百元」を「一万円」に改め、同項4イ(3)(ハ)中「一万九千九百元」を「一万二千五百円」に改める。

(石川県河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第二条 石川県河川流水占用料等徴収条例(平成十二年石川県条例第二十二号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条第一項、第三項及び第四項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(石川県警察関係手数料条例の一部改正)

第三条 石川県警察関係手数料条例(平成十二年石川県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の項21中「八千六百元」を「八千七百元」に改め、同項22及び23中「二万十円」を「一万二千元」に改め、同表六の項3ロ中「六千八百元」を「六千九百元」に改め、同項5中「一万二千三百円」を「一万二千七百元」に改め、同項15中「九千七百元」を「九千八百元」に改め、同表九の項15中「三万八千元」を「三万九千元」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。
- 2 第二条の規定の施行の際現に河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十四条の許可を受けて土地を占有している者又は同法第二十五条の許可を受けて土石(砂を含む。)その他の河川産出物を採取している者から徴収する当該許可の期間に係る土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の一部改正に伴い、手数料の額を改定する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二号

石川県税条例等の一部を改正する条例について

石川県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年六月十一日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県税条例等の一部を改正する条例

(石川県税条例の一部改正)

第一条 石川県税条例(昭和三十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第七条第一項及び第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第十条第一項中「平成三十三年一月三十一日」を「令和三年一月三十一日」に改める。

附則第十一条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第一項、第十二条の二の二及び第十二条の二の三中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第十二条の四第一項、第二項、第四項及び第五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十三条第一項並びに第十四条第一項及び第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第十六条及び第十七条第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第二十条第一項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改め、同条第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第二十条の二第一項中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

第二条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

第五十二条中「省令第十二号の様式による納付書によつて」を削る。

第五十三条第二項中「納付書によつて」を削る。

第五十八条第一項第一号ハ中「によつて」を「により」に改め、同号ハの表中「百分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」

に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の九・六」を「百分の七」に改め、同条第二項中「百分の一・三」を「百分の一」に改め、同条第三項第一号ハ中「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の七」に改める。

第六十一条第二項中「省令第十二号の様式による納付書によつて」を削る。

第六十七条の六第一項から第三項までの規定中「納付書によつて」を削る。

第四百四十四条の五第一項第一号ロ(1)中「二万九千五百円」を「二万五千元」に改め、同号ロ(2)中「三万四千五百円」を「三万五千元」に改め、同号ロ(3)中「三万九千五百円」を「三万六千元」に改め、同号ロ(4)中「四万五千元」を「四万三千五百円」に改め、同号ロ(5)中「五万千元」を「五万五千元」に改め、同号ロ(6)中「五万八千元」を「五万七千元」に改め、同号ロ(7)中「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ロ(8)中「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に改め、同号ロ(9)中「八万八千元」を「八万七千元」に改め、同号ロ(10)中「十一万千元」を「十一万円」に改め、同項第五号ニ(1)中「二万三千六百円」を「二万円」に改め、同号ニ(2)中「二万七千六百円」を「二万四千四百円」に改め、同号ニ(3)中「三万六千六百円」を「二万八千八百円」に改め、同号ニ(4)中「三万六千元」を「三万四千八百円」に改め、同号ニ(5)中「四万八百元」を「四万円」に改め、同号ニ(6)中「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に改め、同号ニ(7)中「五万三千二百円」を「五万二千四百円」に改め、同号ニ(8)中「六万二千二百円」を「六万四千元」に改め、同号ニ(9)中「七万四千元」を「六万九千六百円」に改め、同号ニ(10)中「八万八千八百円」を「八万八千元」に改める。

附則第十条の二中「百分の六・六」を「百分の四・九」に、「百分の七・九」を「百分の五・七」に改める。

附則第十条の三第二項後段を削る。

附則第十二条の八に次の一項を加える。

- 2 自家用の乗用車に対する第三百三十六条第二号及び第三号の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第二号中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三号中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

附則第十二条の八を附則第十二条の十とし、附則第十二条の七の次に次の二条を加える。

(自動車税の環境性能割の非課税)

第十二条の八 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして国から当該路線維持のための補助金及び当該路線の運行の用に供されるバスの購入に係る補助金の交付を受けるものの運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第三百三十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、同項の補助金の交付決定通知書の写しを知事に提出しなければならない。

3 法第百五十七条第一項第一号ロ（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間（附則第十二条の十第二項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第百三十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

（自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第十二条の九 知事は、当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第百三十九条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、法附則第十二条の二の十一第一項に規定する国土交通大臣の認定等（以下この項において「国土交通大臣の認定等」という。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について第百四十条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車税の環境性能割に関する規定（第三十五条の規定を除く。）を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における法第百六十八条第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（自動車税の種別割の税率の特例）」を付し、同条第一項中「天然ガス自動車をいう」の下に「。第三項及び次条第三項において同じ」を、「規定するメタノール自動車をいう」の下に「。次条第三項において同じ」を加え、「同項」を「法附則第十二条の三第一項」に改め、「混合メタノール自動車をいう」の下に「。次条第三項において同じ」を加え、「」並びに一般乗合用バス及び被けん引自動車」を「次条第三項において同じ。並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ）、一般乗合用バス、被けん引自動車及びキャンピング車」に改め、同項第一号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日」を「法第百四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第五号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成二十年三月三十一日」に、「この項」を「この条及び次条」に改め、同項第二号中「第百四十九条第一項第五号」を「第百四十九条第一項第六号」に、「軽油自動車」を「軽油自動車（第三項第六号において「軽油自動車」という。）」に、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項の表第一項第一号ロの項及び第一項第五号この項を削り、同条に次の

三項を加える。

3 次に掲げる自動車に対する第四百四十四条の五第一項から第三項までの規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車（以下「自家用乗用車等」という。）を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用乗用車等にあつては、同年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第四百四十四条の五の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた法第四百九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので省令で定めるもの

三 プラグインハイブリッド車（法第四百九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。）

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第四号イ(2)に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので省令で定めるもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百

分の百三十を乗じて得た数値以上のもので省令で定めるもの

六 軽油自動車のうち、法第四十九条第一項第六号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 第一項第一号イ | 七千五百円   | 二千円     |
|         | 八千五百円   | 二千五百円   |
|         | 九千五百円   | 二千五百円   |
|         | 一万三千八百円 | 三千五百円   |
|         | 一万五千七百円 | 四千円     |
|         | 一万七千九百円 | 四千五百円   |
|         | 一万五万円   | 五千五百円   |
|         | 一万三千六万円 | 六千円     |
|         | 一万七千二百円 | 七千円     |
|         | 四万七万円   | 一万五万円   |
| 第一項第一号ロ | 一万五万円   | 六千五百円   |
|         | 三万五万円   | 八千円     |
|         | 三万六万円   | 九千円     |
|         | 四万三千五万円 | 一万円     |
|         | 五万円     | 一万二千五百円 |
|         | 五万七千円   | 一万四千五百円 |
|         | 六万五千五万円 | 一万六千五百円 |
|         | 七万五千五万円 | 一万九千円   |
|         | 八万七千円   | 二万二千元   |
|         | 十一万円    | 一万七千五百円 |
| 第一項第二号イ | 六千五百円   | 二千円     |
|         | 九千円     | 二千五百円   |
|         | 一万二千元   | 三千円     |
|         | 一万五千元   | 四千円     |
|         | 一万八千五百円 | 五千円     |
|         | 一万二千元   | 五千五百円   |
|         | 一万五千五万円 | 六千五百円   |
|         | 一万九千五万円 | 七千五百円   |
|         | 四千七万円   | 千二百円    |
| 第一項第二号ロ | 八千円     | 二千円     |



|            |         |         |
|------------|---------|---------|
| 第一項第四号     | 四千五百円   | 千五百円    |
|            | 六千円     | 千五百円    |
| 第一項第五号イ    | 一万七千六百円 | 四千五百円   |
|            | 一万三千六百円 | 六千円     |
| 第一項第五号ニ    | 一万円     | 五千円     |
|            | 一万四千四百円 | 六千五百円   |
|            | 一万八千八百円 | 七千五百円   |
|            | 三万四千八百円 | 九千円     |
|            | 四万円     | 一万円     |
|            | 四万五千六百円 | 一万千五百円  |
|            | 五万二千四百円 | 一万三千五百円 |
|            | 六万四万円   | 一万五千五百円 |
|            | 六万九千六百円 | 一万七千五百円 |
|            | 八万八千円   | 二万二千円   |
| 第一項第五号ホ(1) | 九千円     | 二千五百円   |
|            | 一万八千五百円 | 五千円     |
| 第一項第五号ホ(2) | 一万千五百円  | 三千円     |
|            | 一万五千五百円 | 六千五百円   |
| 第二項第一号     | 三千七百円   | 千円      |
|            | 四千七百円   | 千二百円    |
|            | 六千三百円   | 千六万円    |
| 第二項第二号     | 五千二百円   | 千三百円    |
|            | 六千三百円   | 千六万円    |
|            | 八千円     | 二千円     |
| 第三項        | 一万二千円   | 三千円     |
|            | 一万四千五百円 | 四千円     |
|            | 一万七千五百円 | 四千五百円   |
|            | 二万円     | 五千円     |
|            | 一万二千五百円 | 六千円     |
|            | 一万五千五百円 | 六千五百円   |
|            | 一万九千円   | 七千五百円   |

4 次に掲げる自動車に対する第百四十四条の五第一項から第三項までの規定の適用については、当該自動車（自家用乗用車等を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日

までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用乗用車等にあつては、同年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第四百四十四条の五の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので省令で定めるもの
- 二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので省令で定めるもの

|         |          |          |
|---------|----------|----------|
| 第一項第一号イ | 七千五百円    | 四千円      |
|         | 八千五百円    | 四千五百円    |
|         | 九千五百円    | 五千円      |
|         | 一万三千八百円  | 七千円      |
|         | 一万五千七百円  | 八千円      |
|         | 一万七千九百円  | 九千円      |
|         | 一万五百万円   | 一万五百万円   |
|         | 一万三千六百万円 | 一万二千万円   |
|         | 一万七千二百万円 | 一万四千万円   |
|         | 四万七百万円   | 一万五百万円   |
| 第一項第一号ロ | 一万五千万円   | 一万二千五百万円 |
|         | 二万五百万円   | 一万五千五百万円 |
|         | 二万六千万円   | 一万八千万円   |
|         | 四万三千五百万円 | 一万二千万円   |
|         | 五万円      | 一万五千万円   |

|                     |         |         |
|---------------------|---------|---------|
|                     | 五万七千円   | 一万八千五百円 |
|                     | 六万五千五百円 | 三万三千円   |
|                     | 七万五千五百円 | 三万八千円   |
|                     | 八万七千円   | 四万三千五百円 |
|                     | 十一万円    | 五万五千円   |
| 第一項第二号イ             | 六千五百円   | 三千五百円   |
|                     | 九千円     | 四千五百円   |
|                     | 一万二千円   | 六千円     |
|                     | 一万五千円   | 七千五百円   |
|                     | 一万八千五百円 | 九千五百円   |
|                     | 一万二千元   | 一万円     |
|                     | 一万五千五百円 | 一万三千円   |
|                     | 一万九千五百円 | 一万五千円   |
|                     | 四千七百元   | 二千四百円   |
| 第一項第二号ロ             | 八千円     | 四千円     |
|                     | 一万五千五百円 | 六千円     |
|                     | 一万六千円   | 八千円     |
|                     | 一万五五百円  | 一万五五百円  |
|                     | 一万五千五百円 | 一万三千円   |
|                     | 三万円     | 一万五千円   |
|                     | 三万五千円   | 一万七千五百円 |
|                     | 四万五五百円  | 一万五五百円  |
|                     | 六千三百円   | 三千二百円   |
| 第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1) | 七千五百円   | 四千円     |
|                     | 一万五千五百円 | 八千円     |
| 第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2) | 一万二千元   | 五千五百円   |
|                     | 一万六百元   | 一万五五百円  |
| 第一項第三号イ(1)          | 一万二千元   | 六千円     |
|                     | 一万四千五百円 | 七千五百円   |
|                     | 一万七千五百円 | 九千円     |
|                     | 一万円     | 一万円     |
|                     | 一万二千五百円 | 一万五千五百円 |
|                     | 一万五千五百円 | 一万三千円   |

|            |         |         |
|------------|---------|---------|
| 第一項第三号イ(2) | 一万九千円   | 一万四千五百円 |
|            | 一万六千五百円 | 一万三千五百円 |
|            | 三万二千元   | 一万六千元   |
|            | 三万八千元   | 一万九千元   |
|            | 四万四千元   | 一万二千元   |
|            | 五万五千元   | 一万五千五百円 |
|            | 五万七千元   | 一万八千五百円 |
| 第一項第三号ロ    | 六万四千元   | 三万二千元   |
|            | 三万三千元   | 一万六千五百円 |
|            | 四万千元    | 一万五千元   |
|            | 四万九千元   | 一万四千五百円 |
|            | 五万七千元   | 一万八千五百円 |
|            | 六万五千五百円 | 三万三千元   |
|            | 七万四千元   | 三万七千元   |
| 第一項第四号     | 八万三千元   | 四万五千五百円 |
|            | 四千五百円   | 二千五百円   |
| 第一項第五号イ    | 六千元     | 三千元     |
|            | 一万七千六百円 | 九千元     |
| 第一項第五号ニ    | 一万三千六百円 | 一万二千元   |
|            | 一万円     | 一万円     |
|            | 一万四千四百円 | 一万二千五百円 |
|            | 一万八千八百円 | 一万四千五百円 |
|            | 三万四千八百円 | 一万七千五百円 |
|            | 四万円     | 一万円     |
|            | 四万五千六百円 | 一万三千元   |
|            | 五万二千四百円 | 一万六千五百円 |
|            | 六万四千元   | 三万五千元   |
|            | 六万九千六百円 | 三万五千元   |
| 第一項第五号ホ(1) | 八万八千元   | 四万四千元   |
|            | 九千元     | 四千五百円   |
| 第一項第五号ホ(2) | 一万八千五百円 | 九千五百円   |
|            | 一万五千五百円 | 六千元     |
|            | 一万五千五百円 | 一万三千元   |

|        |         |         |
|--------|---------|---------|
| 第二項第一号 | 三千七百元   | 千八百円    |
|        | 四千七百元   | 二千三百円   |
|        | 六千三百円   | 三千二百円   |
| 第二項第二号 | 五千二百円   | 二千六百元   |
|        | 六千三百円   | 三千二百円   |
|        | 八千円     | 四千円     |
| 第三項    | 一万二千元   | 六千円     |
|        | 一万四千五百円 | 七千五百円   |
|        | 一万七千五百円 | 九千円     |
|        | 一万円     | 一万円     |
|        | 一万二千五百円 | 一万千五百円  |
|        | 一万五千五百円 | 一万三千円   |
|        | 一万九千円   | 一万四千五百円 |

- 5 前二項の規定の適用がある場合における第百四十四条の六の規定の適用については、同条第一項中「同条の税率」とあるのは、「同条の税率（附則第十三条第三項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であつて地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「平成二十八年改正前の地方税法」という。）第百四十五条第一項若しくは第三項の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であつて、平成二十八年改正前の地方税法第百四十六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第百四十六条第二項に規定する運行に相当するものとして省令で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第百四十四条の五第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 自家用の乗用車

イ 総排気量が一リットル以下のもの 年額 一万九千五百円

ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円

- ハ 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万九千五百円
- ニ 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万五千円
- ホ 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万千円
- ヘ 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万八千円
- ト 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万六千五百円
- チ 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万六千五百円
- リ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万八千円
- ヌ 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万千円

二 キャンピング車

- イ 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万三千六百円
- ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 二万七千六百円
- ハ 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万千六百円
- ニ 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 三万六千円
- ホ 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 四万八千円
- ヘ 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 四万六千四百円
- ト 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 五万三千二百円
- チ 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 六万千二百円
- リ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 七万四千円
- ヌ 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 八万八千八百円

- 2 第四十四条の六の規定は、前項の規定の適用を受ける自家用乗用車等について準用する。
- 3 第一項の規定の適用を受ける自家用乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 第一号 | 一万九千五百円 | 三万三千九百円 |
|     | 三万四千五百円 | 三万九千六百円 |
|     | 三万九千五百円 | 四万五千四百円 |
|     | 四万五千円   | 五万七千七百円 |
|     | 五万千円    | 五万八千六百円 |
|     | 五万八千円   | 六万六千七百円 |
|     | 六万六千五百円 | 七万六千四百円 |
|     | 七万六千五百円 | 八万七千九百円 |

|         |         |          |
|---------|---------|----------|
| 第二号     | 八万八千円   | 十万十二百円   |
|         | 十一万千円   | 十二万七千六百円 |
|         | 二万三千六百円 | 二万七千百円   |
|         | 二万七千六百円 | 三万七七百円   |
|         | 三万千六百円  | 三万六千三百円  |
|         | 三万六千円   | 四万四千四百円  |
|         | 四万八千円   | 四万六千九百円  |
|         | 四万六千四百円 | 五万三千三百円  |
|         | 五万三千二百円 | 六万千百円    |
|         | 六万二千二百円 | 七万三百円    |
|         | 七万四千円   | 八万九百円    |
| 八万八千八百円 | 十万二千百円  |          |

4 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

5 第一項の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用乗用車等が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用乗用車等が平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 第一号 | 二万九千五百円 | 七千五百円   |
|     | 三万四千五百円 | 九千円     |
|     | 三万九千五百円 | 一万円     |
|     | 四万五千円   | 一万千五百円  |
|     | 五万千円    | 一万三千円   |
|     | 五万八千円   | 一万四千五百円 |
|     | 六万六千五百円 | 一万七千円   |
|     | 七万六千五百円 | 一万九千五百円 |
|     | 八万八千円   | 二万二千円   |
|     | 十一万千円   | 二万八千円   |
| 第二号 | 二万三千六百円 | 六千円     |

|  |         |         |
|--|---------|---------|
|  | 二万七千六百円 | 七千円     |
|  | 三万千六百円  | 八千円     |
|  | 三万六千円   | 九千円     |
|  | 四万八千円   | 一万五五百円  |
|  | 四万六千四百円 | 一万二千円   |
|  | 五万三千二百円 | 一万三千五百円 |
|  | 六万二千二百円 | 一万五千五百円 |
|  | 七万四千円   | 一万八千円   |
|  | 八万八千八百円 | 二万二千五百円 |

6 第一項の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、前条第四項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用乗用車等が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用乗用車等が平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|       |         |         |
|-------|---------|---------|
| 第一号   | 一万九千五百円 | 一万五千円   |
|       | 三万四千五百円 | 一万七千五百円 |
|       | 三万九千五百円 | 一万円     |
|       | 四万五千円   | 一万二千五百円 |
|       | 五万千円    | 一万五千五百円 |
|       | 五万八千円   | 一万九千円   |
|       | 六万六千五百円 | 三万三千五百円 |
|       | 七万六千五百円 | 三万八千五百円 |
|       | 八万八千円   | 四万四千円   |
| 十一万千円 | 五万五千五百円 |         |
| 第二号   | 一万三千六百円 | 一万二千円   |
|       | 一万七千六百円 | 一万四千円   |
|       | 三万千六百円  | 一万六千円   |
|       | 三万六千円   | 一万八千円   |
|       | 四万八千円   | 一万五五百円  |
|       | 四万六千四百円 | 一万三千五百円 |

|         |         |
|---------|---------|
| 五万三千二百円 | 一万七千円   |
| 六万七千二百円 | 三万千円    |
| 七万四千円   | 三万五千五百円 |
| 八万八千八百円 | 四万四千五百円 |

7 前二項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項（第五項又は第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。附則第十四条の次に次の一条を加える。

（自動車税の種別割の賦課徴取の特例）

第十四条の二 知事は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第四百四十四条の八の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、法附則第十二条の五第一項に規定する国土交通大臣の認定等（以下この項において「国土交通大臣の認定等」という。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に関する規定（第三十五条及び第四百四十四条の十の規定を除く。）を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「納期限の延長」とあるのは、「附則第十四条の二第一項の規定の適用がないものとした場合の当該自動車の所有者についての自動車税の種別割の納期限とし、当該納期限の延長」とする。

第三条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

第七十八条の六の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第一項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体又は」及び「（以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）」を削り、「第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「（昭和五十五年法律第六十五号）」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に改め、「取得するものを除く」の下に「。以下この項において「農地売買事業」という」を加え、「にあつては」を「には」に、「これらの土地の取得の日」を「（同日）に、「土地改良法による」を「土地改良法第二条第二項に規定する」に、「同法第二条第二項第二号」を「同項第二号」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構

構」に改め、同条第二項中「定める」を「規定する」に、「には、当該取得の日」を「には、同日」に改め、同条第五項中「に規定する」の下に「農地売買事業の実施により」を加える。

附則第十三条第五項中「前二項」を「前三項」に、「又は第四項」を「から第五項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第三項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用乗用車等に対する第四百四十四条の五第一項の規定の適用については、当該自家用乗用車等が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十四条第五項から第七項までを削る。

（石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 石川県税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年石川県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、石川県税条例第三百三十二条の改正規定中「第八十条第一号イ」を「第四百七条第一号イ」に、「第七十八条第一項」を「第四百四十五条第一項」に改める。

（石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第五条 石川県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年石川県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、石川県税条例第四百四十一条第一項の次に一項を加える改正規定中「行い、併せて」を「行う場合において、」に、「第三百三十九条第一項」を「、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第三百三十九条第一項」に、「場合には」を「ときは」に改める。

第二条のうち、石川県税条例第四百四十四条の九の次に一条を加える改正規定中「行い、併せて」を「行う場合において、」に、「次条第一項」を「、又は法第七百四十七条の二第二項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第一項」に、「場合には」を「ときは」に改める。

第三条のうち、石川県税条例第五十二条の改正規定中「次項及び第三項第一号」を「以下この条」に改め、同条に二項を加える改正規定中「次の二項」を「次の七項」に改め、同改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）中「をいう」を「をいう。以下この条において同じ」に、「法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）」に改め、「その他省令で定める方法」を削り、「ならない」を「ならな

い。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を記録した光ディスク、磁気テープその他省令で定める記録用の媒体を知事に提出する方法により、行うことができる」に改め、同改正規定に次のように加える。

4 第二項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて知事の承認を受けたときは、当該知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同項及び前項の規定は、適用しない。法人税法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第二項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、知事に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

5 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他省令で定める事項を記載した申請書に省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前までに、これを知事に提出しなければならない。

6 第四項の規定の適用を受けている内国法人は、第二項の申告につき第四項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他省令で定める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

7 第四項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第五十三条第五十五項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第四項前段の期間内に行う第二項の申告については、第四項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

8 第四項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第六項の届出書の提出又は法人税法第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第四項後段の期間内に行う第二項の申告については、第四項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第三条のうち、石川県税条例第六十条の改正規定（同条第一項に係る部分に限る。）中「この条」を「この条から第六十条の三まで」に、「（第三項）」を「（次条第一項）」に改め、同改正規定（同条第三項及び第四項に係る部分に限る。）を削り、同改正規定の次に次のように加える。

第六十条の二を第六十条の四とし、第六十条の次に次の二条を加える。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告)

第六十条の二 特定法人である内国法人(法第七十二条の十九に規定する内国法人をいう。次条において同じ)は、納税申告書により行うこととされ、又は納税申告書に添付書類を添付して行うこととされている法人の事業税の申告については、前条の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項を、地方税関係手続用電子情報処理組織(法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条において同じ)を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により知事に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を記録した光ディスク、磁気テープその他省令で定める記録用の媒体を知事に提出する方法により、行うことができる。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

- 一 納税申告書に係る事業年度開始の日現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人
- 二 保険業法に規定する相互会社
- 三 投資法人(第一号に掲げる法人を除く。)
- 四 特定目的会社(第一号に掲げる法人を除く。)

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第六十条の三 前条第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて知事の承認を受けたときは、当該知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。法人税法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した前条第一項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、知事に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

2 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他省令で定める事項を記載した申請書に省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前までに、これを知事に提出しなければならない。

3 第一項の規定の適用を受けている内国法人は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他省令で定める事項を記載した届出書

を知事に提出しなければならない。

- 4 第一項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第七十二条の三十二の二第六項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第一項前段の期間内に行う前条第一項の申告については、第一項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 5 第一項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第三項の届出書の提出又は法人税法第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第一項後段の期間内に行う前条第一項の申告については、第一項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第三条のうち、石川県税条例第六十七条の六の次に一条を加える改正規定中「一条」を「二条」に改め、同改正規定中「この条」を「この条及び次条」に、「法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）」に改め、「その他省令で定める方法」を削り、同改正規定に次のように加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第六十七条の六の三 前条の事業者が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同条の規定を適用しないで納税申告書等を提出することができると認められる場合において、同条の規定を適用しないで納税申告書等を提出することについて知事の承認を受けたときは、当該知事が指定する期間内に行う同条の申告については、同条の規定は、適用しない。消費税法第四十六条の三第二項の規定により同項の申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出した前条の事業者が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した省令で定める書類を、納税申告書等の提出期限の前日までに、又は納税申告書等に添付して当該提出期限までに、知事に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同条の申告についても、同様とする。

- 2 前項前段の承認を受けようとする事業者は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他省令で定める事項を記載した申請書に省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前までに、これを知事に提出しなければならない。
- 3 第一項の規定の適用を受けている事業者は、前条の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他省令で定める事項を記載した届出書を知事に

提出しなければならない。

4 第一項前段の規定の適用を受けている事業者につき、法第七十二条の八十九の三第六項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第一項前段の期間内に行う前条の申告については、同項前段の規定は、適用しない。ただし、当該事業者が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

5 第一項後段の規定の適用を受けている事業者につき、第三項の届出書の提出又は消費税法第四十六条の三第三項若しくは第六項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第一項後段の期間内に行う前条の申告については、同項後段の規定は、適用しない。ただし、当該事業者が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第三条のうち、石川県税条例附則第十条の三第一項の改正規定中「第十条の三第一項後段」を「第十条の三第一項中「第一章第二節並びに」を「第一章第二節、」に、「第四項」を「第四項並びに第六十七条の六の三第一項後段及び第二項から第五項まで」に改め、同項後段」に、「並びに第六十七条の六の二」を「、第六十七条の六の二並びに第六十七条の六の三第一項前段」に、「法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）」に改め、「その他省令で定める方法」を削り、同改正規定中同項の表に次のように加える。

|                |  |                            |
|----------------|--|----------------------------|
| 第六十七条の六の三第一項前段 | 前条の  | 消費税法第四十六条の三第一項の規定の適用を受けている |
|                | 電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同条の規定を適用しないで納税申告書等を提出することができると思われる場合において、同条の規定を適用しないで納税申告書等を提出することについて知事の承認を受けたときは、当該知事 | 同項の規定によりその納税地を所轄する税務署長     |
|                | 同条の申告  | 前条の申告                      |

附則第三項中「第六十条」の下に「、第六十条の二及び第六十条の三」を加える。

附則第四項中「第六十七条の六の二」の下に「及び第六十七条の六の三第一項前段」を加える。  
 (アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正)

第六条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和二十七年石川県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「徴収」を「種別割の賦課徴収」に改める。

第一条中「条例は、」の下に「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項及び」を加え、「徴収」を「種別割の賦課徴収」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条中「左の」を「次の」に改め、同条各号を次のように改める。

一 普通乗用車

イ 総排気量が四・五リットル以下のもの 年額 一万九千円

ロ 総排気量が四・五リットルを超えるもの 年額 一万二千元

二 小型乗用車 年額 七千五百円

三 普通トラック 年額 三万二千元

四 小型トラック 年額 七千五百円

五 特種用途自動車 自動車の種類及び大きさに応じ前各号の税率のうち一の税率

第三条（見出しを含む。）中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条中「第八条第一号及び第百三十八条」を「第百四十四条の八」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

別記第一号様式中「自動車税課税」を「自動車税（種別割）課税」に、

「Automobile Tax Stamp」を「Automobile Tax (Category Base) Stamp」に改める。

別記第二号様式中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第四条及び第五条の規定 公布の日

二 第三条（次号に掲げる規定を除く。）及び附則第六項の規定 令和三年四月一日

三 第三条中石川県税条例第七十八条の六の改正規定及び附則第三項の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（事業税に関する経過措置）

2 第二条の規定による改正後の石川県税条例（附則第四項及び第五項において「新条例」という。）第五十八条及び附則第十条の二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 3 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の石川県税条例第七十八条の六第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の石川県税条例第七十八条の六第一項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 4 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 5 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。
- 6 第三条の規定による改正後の石川県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 7 第六条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和元年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、法人事業税及び自動車税の税率の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三号

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部  
を改正する条例について

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年六月十一日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「平成三十一年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

- 一 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例（昭和六十一年石川県条例第五十一号）第二条
- 二 過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例（平成十二年石川県条例第三十六号）第二条第一項
- 三 原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例（平成十五年石川県条例第十一号）第二条

(本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例（平成二十七年石川県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に、「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の九第八項第六号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例第二条、過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例第二条第一項及び原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例第二条の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

提案理由

半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、県税の課税の特例措置の適用期限の延長等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第四号

### 石川県選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 について

石川県選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年六月十一日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 石川県選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

石川県選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十五年石川県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（昭和三十二年法律第六十七号）」を「（昭和三十二年法律第六十七号）」に改め、「漁業法（昭和三十四年法律第二百六十七号）第九十九条第三項及び土地改良法（昭和三十四年法律第九十五号）第二十四条第二項」を削り、「最高裁判所裁判官国民審査」を「並びに最高裁判所裁判官国民審査」に改め、「並びに土地改良区総代の選挙及び解職投票の投票管理者、投票管理者職務代理者及び投票立会人」を削る。

第二条第一項の表中「一〇、六〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に改め、同表投票管理者（投票管理者職務代理者を含む）の項を削り、同表中「八、八〇〇円」を「八、九〇〇円」に改め、同表投票立会人の項を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成三十年十二月十四日前から引き続き在任する海区漁業調整委員会の委員に関する投票並びに平成三十一年四月一日において在任し、又はその手続が開始されている選挙により選任される土地改良区の総代（当該総代が欠けたことによつて実施される補欠選挙により選任される総代を含む）に関する選挙及び投票については、この条例による改正前の石川県選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第二条第一項の表中「一〇、六〇〇円」とあるのは「一〇、八〇〇円」と、「二一、六〇〇円」とあるのは「二一、八〇〇円」と、「八、八〇〇円」とあるのは「八、九〇〇円」と、「一〇、七〇〇円」とあるのは「一〇、九〇〇円」とする。

#### 提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に準じて、石川県選挙管理委員会が

管理する選挙又は投票の選挙長等に対して支給する報酬の額を改定する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第5号

財産の取得について

のと里山空港における除雪作業の用に供するため、次の財産を取得する。

令和元年6月11日提出

- 1 財産の種類及び数量  
空港用ロータリ除雪車 1台
- 2 取得金額 95,590,000円
- 3 取得の相手方

鳳珠郡穴水町字地藏坊イの21番地

能登建販株式会社

代表取締役 村田 渡

石川県知事 谷 正 憲



議案第六号

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例について

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年六月十一日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

石川県港湾施設管理条例（昭和三十年石川県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第三条 知事は、地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に港湾施設のうち次に掲げるもの（以下「指定管理者管理施設」という。）の管理を行わせるものとする。

- 一 滝港のうちスポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット及びモーターボートの利便に供するための区域として知事が定める区域内にあるもの（以下「滝港マリーナ」という。）
- 二 金沢港金石地区船だまり（以下「金石地区船だまり」という。）
- 三 金沢港クルーズターミナル

第三条の二第一号から第三号までの規定中「滝港マリーナ又は金石地区船だまり」を「指定管理者管理施設」に改め、同条第四号中「滝港マリーナ」の下に「及び金沢港クルーズターミナル」を加え、同条第五号及び第六号中「滝港マリーナ又は金石地区船だまり」を「指定管理者管理施設」に改める。

第三条の三から第三条の六までの規定中「滝港マリーナ又は金石地区船だまり」を「指定管理者管理施設」に改める。

第五条第一項中「使用しようとする者」の下に「（別表第四の二の項から五の項までに掲げる施設にあつては、その全部又は一部を独占して使用しようとする者に限る。）」を加え、「滝港マリーナ及び金石地区船だまり」を「指定管理者管理施設」に改め、「第五項」の下に「（滝港マリーナ及び金石地区船だまりの場合に限る。）」を加え、「第九条」を「第九条第一項」に、「第十条第二号」を「第十条第一項」に、「第十二条第二項（滝港マリーナ）」を「第十二条第二項（滝港マリーナ及び金沢港クルーズターミナル）」に改め、「第十三条の二第二項」の下に「（滝港マリーナ及び金石地区船だまりの場合に限る。）」を加え、同条第五項各号列記以外の部分中「港湾施設」の下に「（金

沢クルーズターミナルを除く。以下この項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

6 金沢港クルーズターミナルの指定管理者は、金沢港クルーズターミナルを使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合には、第一項から第三項までの許可をしないことができる。

- 一 金沢港クルーズターミナルの秩序を乱すおそれがあると認められる場合
- 二 金沢港クルーズターミナルの管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

第八条第二項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条第三項中「滝港マリーナ」の下に「及び金沢港クルーズターミナル」を、「別表第二」の下に「及び別表第四」を加え、同条第五項中「滝港マリーナ」の下に「及び金沢港クルーズターミナル」を加える。

第九条中「使用料」の下に「(金沢港クルーズターミナルの使用料を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 金沢港クルーズターミナルの指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けた基準に従い、金沢港クルーズターミナルの使用料を減額することができる。

第十条を次のように改める。

(使用料の免除)

第十条 知事は、港湾施設の使用が次のいずれかに該当するときは、使用料(金沢港クルーズターミナルの使用料を除く。)を免除する。

- 一 総トン数五トン未満の船舶が港湾施設(指定管理者管理施設を除く。)を利用するとき。
  - 二 その他知事が特別の理由があると認めたとき。
- 2 金沢港クルーズターミナルの指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けた基準に従い、金沢港クルーズターミナルの使用料を免除することができる。

第十一条第一項中「滝港マリーナ」の下に「及び金沢港クルーズターミナル」を加える。

第十四条の三中「別表第四」を「別表第五」に改める。

第十四条の四中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

別表第一中「滝港マリーナ及び金石地区船だまり」を「指定管理者管理施設」に改める。

別表第四を別表第五とし、別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四 (第八条関係)

金沢港クルーズターミナルの使用料

| 港 湾 施 設   |         | 単 位   | 使 用 料     |
|-----------|---------|-------|-----------|
| 一 会議室     | 会 議 室 1 | 一 時 間 | 七 九 〇 円   |
|           | 会 議 室 2 | 一 時 間 | 七 九 〇 円   |
| 二 セミナールーム |         | 一 時 間 | 二、七 二 〇 円 |
| 三 ホール     | ホ ー ル 1 | 全 面   | 一、四 四 〇 円 |
|           |         | 半 面   | 七 二 〇 円   |

|   |           |                        |       |
|---|-----------|------------------------|-------|
|   | ホ ー ル 2   | 一平方メートルにつき一時間          | 一円二三銭 |
| 四 | 展 望 デ ッ キ | 一平方メートルにつき一日           | 七円四六銭 |
| 五 | ターミナル前広場  | 一平方メートルにつき一日           | 三円七三銭 |
| 六 | 附 属 設 備   | 購入価額、耐用年数等を考慮して知事が定める額 |       |

備考

- 一 一の項から五の項までに掲げる施設の利用者が入場料その他これに類する料金（以下「料金」という。）を徴収する場合は、表中の金額に百分の百三十を乗じて得た額とする。
- 二 一の項から五の項までに掲げる施設の利用者が料金を徴収しないで、営業その他これに類する目的をもつてこれらの施設を使用する場合は、表中の金額に百分の百三十を乗じて得た額とする。
- 三 算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の石川県港湾施設管理条例の規定による金沢港クルーズターミナルの指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

金沢港クルーズターミナルの整備に伴い、使用料を定めるとともに、当該施設の効果的、効率的運営を図るため、指定管理者制度を導入する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第7号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和元年6月11日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 工事の名称 金沢外環状道路 海側幹線Ⅳ期 地方道改築工事（浅野川橋梁 山側P5-P7上部工）

2 契約金額 921,800,000円

3 契約の相手方

白山市福留町555番地

株式会社 北都鉄工

取締役社長 小池田 康 秀



## 議案第八号

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年六月十一日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十二年石川県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の九第二項中「皇后、皇太子若しくは皇太子妃」を「皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行に伴い、身辺警衛等の業務に従事する警察職員の特殊勤務手当の見直しを行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 報告第1号

平成30年度石川県一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和元年6月11日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第16号

平成30年度石川県一般会計補正予算（第6号）

平成30年度の石川県一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ557,298,977千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成30年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月31日

地方自治法第179条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成30年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

△印 減

歳 入

| 款             | 項                 | 補正前の額       | 補正額       | 計           |
|---------------|-------------------|-------------|-----------|-------------|
| 1 県           | 税                 | 149,920,000 | 1,113,935 | 151,033,935 |
|               | 1 県 民 税           | 49,424,600  | 207,000   | 49,631,600  |
|               | 2 事 業 税           | 34,090,000  | 622,000   | 34,712,000  |
|               | 3 地 方 消 費 税       | 31,700,000  | 236,935   | 31,936,935  |
|               | 5 県 た ば こ 税       | 1,199,000   | 48,000    | 1,247,000   |
| 3 地 方 譲 与 税   |                   | 21,472,807  | 181,949   | 21,654,756  |
|               | 2 地 方 揮 発 油 譲 与 税 | 1,940,000   | 166,102   | 2,106,102   |
|               | 3 石 油 ガ ス 譲 与 税   | 100,000     | 12,131    | 112,131     |
|               | 4 航 空 機 燃 料 譲 与 税 | 10,000      | 3,716     | 13,716      |
| 5 地 方 交 付 税   |                   | 124,344,696 | 1,124,794 | 125,469,490 |
|               | 1 地 方 交 付 税       | 124,344,696 | 1,124,794 | 125,469,490 |
| 6 交通安全対策特別交付金 |                   | 286,000     | 1,985     | 287,985     |

|        |           |               |                    |                |                    |
|--------|-----------|---------------|--------------------|----------------|--------------------|
|        |           | 1 交通安全対策特別交付金 | 286,000            | 1,985          | 287,985            |
| 11 寄附金 |           |               | 15,510             | 140,000        | 155,510            |
|        |           | 1 寄附金         | 15,510             | 140,000        | 155,510            |
| 14 諸収入 |           |               | 49,948,710         | 577,337        | 50,526,047         |
|        |           | 5 収益事業収入      | 2,711,749          | 92,843         | 2,804,592          |
|        |           | 6 雑収入         | 6,962,286          | 484,494        | 7,446,780          |
| 15 県債  |           |               | 80,181,000 △       | 3,000,000      | 77,181,000         |
|        |           | 1 県債          | 80,181,000 △       | 3,000,000      | 77,181,000         |
|        | <b>歳入</b> | <b>合計</b>     | <b>557,158,977</b> | <b>140,000</b> | <b>557,298,977</b> |
| 歳出     |           |               |                    |                |                    |
|        |           | 項             | 補正前の額              | 補正額            | 計                  |
| 2 総務費  |           |               | 74,347,580         | 140,000        | 74,487,580         |
|        |           | 1 総務管理費       | 10,066,753         | 140,000        | 10,206,753         |
|        | <b>歳出</b> | <b>合計</b>     | <b>557,158,977</b> | <b>140,000</b> | <b>557,298,977</b> |

報告第一号 平成三十年度石川県一般会計補正予算(第六号)の専決処分の報告について



|             |           |  |  |           |
|-------------|-----------|--|--|-----------|
| 港湾管理費       | 1,945,000 |  |  | 1,538,000 |
| 港湾改良費       | 134,000   |  |  | 133,000   |
| 国直轄港湾事業費負担金 | 1,288,000 |  |  | 1,285,000 |
| 街路事業費       | 850,000   |  |  | 849,000   |
| 都市計画整備費     | 50,000    |  |  | 51,000    |
| 公園整備費       | 870,000   |  |  | 842,000   |
| 建築指導費       | 32,000    |  |  | 31,000    |
| 警察施設費       | 481,000   |  |  | 442,000   |
| 交通指導取締費     | 429,000   |  |  | 419,000   |
| 全日制高等学校管理費  | 88,000    |  |  | 141,000   |
| 定時制高等学校管理費  | 1,000     |  |  | 2,000     |
| 高等学校整備費     | 1,337,000 |  |  | 1,317,000 |
| 特別支援学校管理費   | 346,000   |  |  | 173,000   |
| 特別支援学校整備費   | 394,000   |  |  | 373,000   |
| 土木施設災害復旧費   | 828,000   |  |  | 827,000   |

| 起債の目的       | 補正前               |       |    | 補正後               |       |    |
|-------------|-------------------|-------|----|-------------------|-------|----|
|             | 限度額<br>千円         | 起債の方法 | 利率 | 限度額<br>千円         | 起債の方法 | 利率 |
| 財産管理費       | 31,000            |       |    | 41,000            |       |    |
| 企画振興総務費     | 1,128,000         |       |    | 1,108,000         |       |    |
| 交通対策費       | 4,985,000         |       |    | 4,931,000         |       |    |
| 文化振興費       | 1,144,000         |       |    | 1,100,000         |       |    |
| スポーツ振興費     | 260,000           |       |    | 259,000           |       |    |
| 農林総合研究センター費 | 73,000            |       |    | 72,000            |       |    |
| 要介護高齢者対策費   | 290,000           |       |    | 218,000           |       |    |
| 県立中学校管理費    | 48,000            |       |    | 25,000            |       |    |
| 医薬看護総務費     | 214,000           |       |    | 204,000           |       |    |
| <b>計</b>    | <b>80,181,000</b> |       |    | <b>77,181,000</b> |       |    |

報告第2号

石川県税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和元年6月11日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第十五号

石川県税条例等の一部を改正する条例について

石川県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成三十一年三月二十九日

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県税条例等の一部を改正する条例

（石川県税条例の一部改正）

第一条 石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十二条の二の二第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、プラグインハイブリッド車（法附則第十二条の二第二項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。次項第二号において同じ。）に該当するものを除く。以下この条において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が一・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので省令で定めるものに限る。）」に、「道路運送車両法」を「同法」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギー消費効率（法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が平成二十七年度基準エネルギー消費効率（法附則第十二条の二第二項第四号ロ(2)に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率をいう。）

以下この条において同じ。) に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第二項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第三項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので省令で定めるものに限る。）」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第四項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中ロをハとし、イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率（法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。) に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第四項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 石油ガス自動車（法附則第十二条の二第二項第五号に規定する石油ガス自動車をいう。以下この条において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(2)に規定する

平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第五項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので省令で定めるものに限る。)」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

- イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- 二 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第六項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第七項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十三条第一項中「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改める。

附則第十四条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第二項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「附則第十二条の三第三項第二号」を「附則第十二条の三第二項第二号」に、「に適合し」を「(同項第二号に規定する平成二十一年天然ガス車基準をいう。以下この号において同じ。)に適合し」に改め、同項第三号中「プラグインハイブリッド車」の下に「(法附則第十二条の三第二項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。)」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「エネルギー消費効率(法附則第十二条の三第二項第四号に規定するエネルギー消費効率をいう。次項において同じ。)」が平成三十二年度基準エネルギー消費効率(同号に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率をいう。次項において同じ。)」に、「法附則第十二条の三第五項第四号」を「同号」に改め、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」の下に「(同号に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度をいう。次項において同じ。)」を加え、同項第五号中「乗用車」の下に「(第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。)」を加え、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの」に改め、同項に次の表を加える。

|         |         |        |
|---------|---------|--------|
| 第二項第一号イ | 七千五百円   | 二千円    |
|         | 八千五百円   | 二千五百円  |
|         | 九千五百円   | 二千五百円  |
|         | 一万三千八百円 | 三千五百円  |
|         | 一万五千七百円 | 四千円    |
|         | 一万七千九百円 | 四千五百円  |
|         | 一万五五百円  | 五千五百円  |
|         | 一万三千六百円 | 六千円    |
|         | 一万七千二百円 | 七千円    |
|         | 四万七五百円  | 一万五五百円 |
| 第二項第一号ロ | 一万九千五百円 | 七千五百円  |
|         | 三万四千五百円 | 九千円    |
|         | 三万九千五百円 | 一万円    |

|                     |         |         |
|---------------------|---------|---------|
|                     | 四万五千円   | 一万千五百円  |
|                     | 五万千円    | 一万三千円   |
|                     | 五万八千円   | 一万四千五百円 |
|                     | 六万六千五百円 | 一万七千円   |
|                     | 七万六千五百円 | 一万九千五百円 |
|                     | 八万八千円   | 二万二千円   |
|                     | 十一万千円   | 二万八千円   |
| 第一項第二号イ             | 六千五百円   | 一千円     |
|                     | 九千円     | 一千五百円   |
|                     | 一万二千円   | 三千円     |
|                     | 一万五千円   | 四千元     |
|                     | 一万八千五百円 | 五千円     |
|                     | 二万二千円   | 五千五百円   |
|                     | 二万五千五百円 | 六千五百円   |
|                     | 二万九千五百円 | 七千五百円   |
|                     | 四千七百元   | 千二百円    |
| 第一項第二号ロ             | 八千円     | 一千円     |
|                     | 一万千五百円  | 三千円     |
|                     | 一万六千円   | 四千元     |
|                     | 一万五五百円  | 五千五百円   |
|                     | 二万五千五百円 | 六千五百円   |
|                     | 三万円     | 七千五百円   |
|                     | 三万五千円   | 九千円     |
|                     | 四万五五百円  | 一万五五百円  |
|                     | 六千三百円   | 千六百元    |
| 第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1) | 七千五百円   | 一千円     |
|                     | 一万五千五百円 | 四千元     |
| 第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2) | 一万二五百円  | 三千円     |
|                     | 一万六百元   | 五千五百円   |
| 第一項第三号イ(1)          | 一万二千円   | 三千円     |
|                     | 一万四千五百円 | 四千元     |
|                     | 一万七千五百円 | 四千五百円   |
|                     | 二万円     | 五千円     |

|            |         |         |
|------------|---------|---------|
| 第一項第三号イ(2) | 一万二千五百円 | 六千円     |
|            | 一万五千五百円 | 六千五百円   |
|            | 一万九千円   | 七千五百円   |
|            | 一万六千五百円 | 七千円     |
|            | 三万二千元   | 八千円     |
|            | 三万八千元   | 九千五百円   |
|            | 四万四千元   | 一万千円    |
|            | 五万五五百円  | 一万三千円   |
|            | 五万七千円   | 一万四千五百円 |
| 第一項第三号ロ    | 六万四千元   | 一万六千円   |
|            | 三万三千元   | 八千五百円   |
|            | 四万千円    | 一万五百円   |
|            | 四万九千円   | 一万二千五百円 |
|            | 五万七千円   | 一万四千五百円 |
|            | 六万五千五百円 | 一万六千五百円 |
|            | 七万四千元   | 一万八千五百円 |
| 第一項第四号     | 八万三千元   | 二万千円    |
|            | 四千五百円   | 千五百円    |
| 第一項第五号イ    | 六千円     | 千五百円    |
|            | 一万七千六百円 | 四千五百円   |
| 第一項第五号ニ    | 一万三千六百円 | 六千円     |
|            | 一万三千六百円 | 六千円     |
|            | 一万七千六百円 | 七千円     |
|            | 三万千六百円  | 八千円     |
|            | 三万六千円   | 九千円     |
|            | 四万八千円   | 一万五百円   |
|            | 四万六千四百円 | 一万二千円   |
|            | 五万三千二百円 | 一万三千五百円 |
|            | 六万二千二百円 | 一万五千五百円 |
|            | 七万四千円   | 一万八千円   |
|            | 八万八千八百円 | 二万二千五百円 |
| 第一項第五号ホ(1) | 九千円     | 二千五百円   |
|            | 一万八千五百円 | 五千円     |

|            |         |       |
|------------|---------|-------|
| 第一項第五号ホ(2) | 一万五千五百円 | 三千円   |
|            | 一万五千五百円 | 六千五百円 |
| 第二項第一号     | 三千七百円   | 千円    |
|            | 四千七百円   | 千二百円  |
|            | 六千三百円   | 千六百元  |
| 第二項第二号     | 五千二百円   | 千三百円  |
|            | 六千三百円   | 千六百元  |
|            | 八千円     | 二千円   |
| 第三項        | 一万二千円   | 三千円   |
|            | 一万四千五百円 | 四千元   |
|            | 一万七千五百円 | 四千五百円 |
|            | 一万円     | 五千元   |
|            | 一万二千五百円 | 六千元   |
|            | 一万五千五百円 | 六千五百円 |
|            | 一万九千円   | 七千五百円 |

附則第十四条第三項を同条第一項とし、同条第四項中「第二項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 第一項第一号イ | 七千五百円   | 四千元     |
|         | 八千五百円   | 四千五百円   |
|         | 九千五百円   | 五千元     |
|         | 一万三千八百円 | 七千元     |
|         | 一万五千七百円 | 八千元     |
|         | 一万七千九百円 | 九千元     |
|         | 一万五五百円  | 一万五五百円  |
|         | 一万三千六百円 | 一万二千円   |
|         | 一万七千二百円 | 一万四千元   |
|         | 四万七五百円  | 一万五五百円  |
| 第一項第一号ロ | 一万九千五百円 | 一万五千元   |
|         | 三万四千五百円 | 一万七千五百円 |
|         | 三万九千五百円 | 一万円     |
|         | 四万五千元   | 一万二千五百円 |
|         | 五万千円    | 一万五千五百円 |
|         | 五万八千円   | 一万九千円   |

|                     |         |         |
|---------------------|---------|---------|
|                     | 六万六千五百円 | 三万三千五百円 |
|                     | 七万六千五百円 | 三万八千五百円 |
|                     | 八万八千円   | 四万四千円   |
|                     | 十一万千円   | 五万五千五百円 |
| 第一項第二号イ             | 六千五百円   | 三千五百円   |
|                     | 九千円     | 四千五百円   |
|                     | 一万二千円   | 六千円     |
|                     | 一万五千円   | 七千五百円   |
|                     | 一万八千五百円 | 九千五百円   |
|                     | 一万二千円   | 一万千円    |
|                     | 一万五千五百円 | 一万三千円   |
|                     | 一万九千五百円 | 一万五千円   |
|                     | 四千七百円   | 一千四百円   |
| 第一項第二号ロ             | 八千円     | 四千円     |
|                     | 一万五千五百円 | 六千円     |
|                     | 一万六千円   | 八千円     |
|                     | 一万五五百円  | 一万五五百円  |
|                     | 一万五千五百円 | 一万三千円   |
|                     | 三万円     | 一万五千円   |
|                     | 三万五千円   | 一万七千五百円 |
|                     | 四万五五百円  | 一万五五百円  |
|                     | 六千三百円   | 三千二百円   |
| 第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1) | 七千五百円   | 四千円     |
|                     | 一万五千五百円 | 八千円     |
| 第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2) | 一万二千円   | 五千五百円   |
|                     | 一万六千円   | 一万五五百円  |
| 第一項第三号イ(1)          | 一万二千円   | 六千円     |
|                     | 一万四千五百円 | 七千五百円   |
|                     | 一万七千五百円 | 九千円     |
|                     | 一万円     | 一万円     |
|                     | 一万二千五百円 | 一万千五百円  |
|                     | 一万五千五百円 | 一万三千円   |
|                     | 一万九千円   | 一万四千五百円 |

|            |         |         |
|------------|---------|---------|
| 第一項第三号イ(2) | 一万六千五百円 | 一万三千五百円 |
|            | 三万二千元   | 一万六千元   |
|            | 三万八千元   | 一万九千元   |
|            | 四万四千元   | 一万二千元   |
|            | 五万五千元   | 一万五千五百円 |
|            | 五万七千元   | 一万八千五百円 |
|            | 六万四千元   | 三万二千元   |
| 第一項第三号ロ    | 三万三千元   | 一万六千五百円 |
|            | 四万千元    | 一万五千元   |
|            | 四万九千元   | 一万四千五百円 |
|            | 五万七千元   | 一万八千五百円 |
|            | 六万五千五百円 | 三万三千元   |
|            | 七万四千元   | 三万七千元   |
|            | 八万三千元   | 四万五千五百円 |
| 第一項第四号     | 四千五百円   | 一千五百円   |
|            | 六千元     | 三千元     |
| 第一項第五号イ    | 一万七千六百円 | 九千元     |
|            | 一万三千六百円 | 一万二千元   |
| 第一項第五号ニ    | 一万三千六百円 | 一万二千元   |
|            | 一万七千六百円 | 一万四千元   |
|            | 三万千六百円  | 一万六千元   |
|            | 三万六千元   | 一万八千元   |
|            | 四万八千元   | 一万五千元   |
|            | 四万六千四百円 | 一万三千五百円 |
|            | 五万三千二百円 | 一万七千元   |
|            | 六万二千二百円 | 三万千元    |
|            | 七万四千元   | 三万五千五百円 |
|            | 八万八千八百円 | 四万四千五百円 |
| 第一項第五号ホ(1) | 九千元     | 四千五百円   |
|            | 一万八千五百円 | 九千五百円   |
| 第一項第五号ホ(2) | 一万五千五百円 | 六千元     |
|            | 一万五千五百円 | 一万三千元   |
| 第二項第一号     | 三千七百元   | 千八百円    |

|        |         |        |
|--------|---------|--------|
| 第二項第二号 | 四千七百元   | 二千三百円  |
|        | 六千三百円   | 三千二百円  |
|        | 五千二百円   | 二千六百円  |
|        | 六千三百円   | 三千二百円  |
| 第三項    | 八千円     | 四千円    |
|        | 一万二千元   | 六千円    |
|        | 一万四千五百円 | 七千五百円  |
|        | 一万七千五百円 | 九千円    |
|        | 二万円     | 一万円    |
|        | 一万二千五百円 | 一万千五百円 |
|        | 一万五千五百円 | 一万三千円  |
| 一万九千円  | 一万四千五百円 |        |

附則第十四条第四項を同条第二項とし、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「から第四項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十六条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第十七条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「にあつては」を「には」に改める。

(石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 石川県税条例等の一部を改正する条例(平成二十九年石川県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、附則第十三条第一項の改正規定中「一般乗合用バス」に」の下に「、「平成三十一年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に」を加え、同項第一号の改正規定中「初回新規登録」に」の下に「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に」を加え、同項第二号の改正規定中「初回新規登録」に」の下に「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の石川県税条例附則第十二条及び第十二条の二の二の規定は、この

条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 第一条の規定による改正後の石川県税条例附則第十三条及び第十四条の規定は、平成三十一年度分の自動車税について適用し、平成三十年度分までの自動車税については、なお従前の例による。





報告第4号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和元年6月11日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第1号

損害賠償額の決定について

平成30年1月9日発生による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和元年5月15日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

1 相手方

■■■■■  
■■■■■  
■■■■■  
■■■■■  
■■■■■

2 賠償額 5,836,496円

3 賠償責任発生の実

平成30年1月9日午後2時15分頃、金沢市観音堂町ヌ50番地1先路上において、金沢西警察署巡查塩谷浩太郎の運転する普通乗用自動車が■■■■■

■■■■の運転する■■■■所有の普通乗用自動車に追突し、同車に損害を与るとともに、同人に対し23日間の入院及び45日間の通院加療を要する被害を与え、追突された同車が■■■■の運転する■■■■所有の普通特種自動車に追突し、同車に損害を与え、同人に対し1日の通院加療を要する被害を与えたもの

報告第5号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和元年6月11日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第2号

損害賠償額の決定について

平成31年3月22日発生のある車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和元年5月15日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

1 相手方

2 賠償額 182,209円

3 賠償責任発生の事実

平成31年3月22日午後6時頃、金沢市大河南西一丁目34番地駐車場において、警察本部捜査第二課巡査部長山下恭佑の運転する小型乗用自動車があるが、同乗用自動車が駐車中の同乗用自動車に接触し、損害を与えたとともに、同乗用自動車が駐車中の同乗用自動車に接触し、同乗用自動車に損害を与えたもの



報告第6号

平成30年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成30年度石川県一般会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和元年6月11日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成30年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書

| 款       | 項       | 事業名                   | 繰越明許費<br>議決額  | 翌年度<br>繰越額    | 既<br>特<br>定<br>財<br>源 | 左<br>の<br>財<br>源 |                  |             | 内<br>財<br>源      |                  | 一<br>般<br>財<br>源 |
|---------|---------|-----------------------|---------------|---------------|-----------------------|------------------|------------------|-------------|------------------|------------------|------------------|
|         |         |                       |               |               |                       | 未<br>収<br>入      | 財<br>源<br>定      |             | 財<br>源<br>其<br>他 | 一<br>般<br>財<br>源 |                  |
|         |         |                       |               |               |                       |                  | 国<br>支<br>出<br>金 | 地<br>方<br>債 |                  |                  |                  |
| 2 総務費   |         |                       | 136,200,000   | 136,200,000   |                       | 68,100,000       | 68,000,000       |             |                  |                  | 100,000          |
|         | 1 総務管理費 |                       | 136,200,000   | 136,200,000   |                       | 68,100,000       | 68,000,000       |             |                  |                  | 100,000          |
| 3 企画振興費 |         | 石川県公立大学<br>法人整備費      | 136,200,000   | 136,200,000   |                       | 68,100,000       | 68,000,000       |             |                  |                  | 100,000          |
|         |         |                       | 2,455,384,000 | 1,556,595,126 |                       | 4,400,000        | 1,207,000,000    |             | 210,144,708      |                  | 135,050,418      |
|         | 1 企画振興費 |                       | 2,455,384,000 | 1,556,595,126 |                       | 4,400,000        | 1,207,000,000    |             | 210,144,708      |                  | 135,050,418      |
|         |         | 東京国立近代美術館<br>工芸館移転整備費 | 523,844,000   | 512,981,000   |                       |                  | 277,000,000      |             | 205,192,000      |                  | 30,789,000       |
|         |         | 電源立地地域対策費             | 4,400,000     | 4,400,000     |                       | 4,400,000        |                  |             |                  |                  |                  |

| 款               | 項            | 事業名                           | 繰越明許費<br>議決額  | 翌年度<br>繰越額    | 左の財源        |               |               |             | 一般財源        |         |
|-----------------|--------------|-------------------------------|---------------|---------------|-------------|---------------|---------------|-------------|-------------|---------|
|                 |              |                               |               |               | 既収入<br>特定財源 | 未収入<br>国支出金   | 収入            |             |             | 内<br>財源 |
|                 |              |                               |               |               |             |               | 特定            | その他         |             |         |
| 4 県民文化<br>スポーツ費 |              | 北陸新幹線建設費                      | 1,927,140,000 | 1,039,214,126 |             |               | 930,000,000   | 4,952,708   | 104,261,418 |         |
|                 | 2 文<br>スポーツ費 | 文化<br>スポーツ費                   | 58,500,000    | 58,489,000    |             |               |               |             | 58,489,000  |         |
| 5 健康福祉費         |              | 新県立図書館<br>整備推進費               | 58,500,000    | 58,489,000    |             |               |               |             | 58,489,000  |         |
|                 | 1 高<br>福祉    | 高齢者<br>福祉                     | 774,302,000   | 562,327,000   | 144,814,000 | 98,011,000    | 182,000,000   |             | 137,502,000 |         |
|                 |              | 介護サ<br>ービス<br>基盤整<br>備事業<br>費 | 431,772,000   | 426,951,000   | 144,814,000 | 7,761,000     | 182,000,000   |             | 92,376,000  |         |
| 6 生活環境費         |              | 障害者<br>支援施<br>設等費<br>費        | 342,530,000   | 135,376,000   |             | 90,250,000    |               |             | 45,126,000  |         |
|                 | 1 生活環境費      | 生活基<br>盤施設<br>耐震化<br>等事業<br>費 | 342,530,000   | 135,376,000   |             | 90,250,000    |               |             | 45,126,000  |         |
|                 |              | 白山室<br>堂公衆<br>トイレ<br>整備費      | 98,000,000    | 95,546,000    |             | 49,190,000    | 41,000,000    |             | 5,356,000   |         |
| 9 農<br>水産業<br>費 |              | 生活基<br>盤施設<br>耐震化<br>等事業<br>費 | 98,000,000    | 95,546,000    |             | 49,190,000    | 41,000,000    |             | 5,356,000   |         |
|                 |              | 白山室<br>堂公衆<br>トイレ<br>整備費      | 3,000,000     | 2,834,000     |             | 2,834,000     |               |             |             |         |
|                 |              | 白山室<br>堂公衆<br>トイレ<br>整備費      | 95,000,000    | 92,712,000    |             | 46,356,000    | 41,000,000    |             | 5,356,000   |         |
|                 |              |                               | 8,974,331,000 | 8,826,922,978 | 202,109,256 | 5,377,068,163 | 1,851,000,000 | 879,691,260 | 517,054,299 |         |

|   |                       |               |               |           |               |               |             |  |             |
|---|-----------------------|---------------|---------------|-----------|---------------|---------------|-------------|--|-------------|
| 1 | 農業費                   | 573,526,000   | 569,559,000   |           | 569,559,000   |               |             |  |             |
|   | 担い手農業機械導入<br>支援事業費    | 225,486,000   | 225,486,000   |           | 225,486,000   |               |             |  |             |
|   | 鳥獣害防止対策<br>事業費        | 58,521,000    | 54,554,000    |           | 54,554,000    |               |             |  |             |
|   | 産地収益力強化農業<br>施設等整備事業費 | 45,119,000    | 45,119,000    |           | 45,119,000    |               |             |  |             |
|   | 水田営農体制確立<br>事業費       | 100,000,000   | 100,000,000   |           | 100,000,000   |               |             |  | 109,140,000 |
|   | 園芸拠点施設整備<br>事業費       | 144,400,000   | 144,400,000   |           | 144,400,000   |               |             |  | 109,140,000 |
| 2 | 畜産業費                  | 282,040,000   | 282,040,000   |           | 282,040,000   |               |             |  |             |
|   | 環境保全対策事業費             | 282,040,000   | 282,040,000   |           | 282,040,000   |               |             |  |             |
| 3 | 農地費                   | 5,621,766,000 | 5,611,943,890 | 2,563,080 | 3,074,630,163 | 1,510,000,000 | 871,816,110 |  | 152,934,537 |
|   | 県営ほ場整備事業費             | 2,981,819,000 | 2,981,815,040 | 547,200   | 1,686,940,725 | 810,000,000   | 416,092,900 |  | 68,234,215  |
|   | 広域営農団地<br>農道整備事業費     | 470,759,000   | 467,458,280   |           | 224,879,000   | 157,000,000   | 67,463,700  |  | 18,115,580  |
|   | 県営一般農業<br>道整備事業費      | 82,744,000    | 81,743,000    |           | 40,871,000    | 18,000,000    | 20,435,500  |  | 2,436,500   |
|   | 農村総合整備事業費             | 64,386,000    | 64,384,750    |           | 61,475,500    |               |             |  | 2,909,250   |
|   | 県営かんがい<br>排水事業費       | 284,832,000   | 284,830,640   |           | 142,415,000   | 69,000,000    | 71,207,500  |  | 2,208,140   |
|   | 基幹水利施設予防<br>保全対策事業費   | 928,468,000   | 928,465,320   |           | 478,757,850   | 213,000,000   | 219,437,900 |  | 17,269,570  |

| 款 | 項     | 事業名                  | 繰越明許費<br>議決額  | 翌年度<br>繰越額    | 左の財源             |               |                  |             | 内訳     |                  | 一般財源 |
|---|-------|----------------------|---------------|---------------|------------------|---------------|------------------|-------------|--------|------------------|------|
|   |       |                      |               |               | 既<br>定<br>財<br>源 | 未<br>収<br>入   | 特<br>定<br>財<br>源 |             | 其<br>他 | 一<br>般<br>財<br>源 |      |
|   |       |                      |               |               |                  |               | 国<br>支<br>出<br>金 | 地<br>方<br>債 |        |                  |      |
|   |       | 担い手育成畑地帯<br>総合整備事業費  | 10,011,000    | 10,009,000    |                  | 5,004,500     | 2,000,000        | 2,502,250   |        | 502,250          |      |
|   |       | 国営造成揚水施設等<br>管理事業費   | 10,639,000    | 10,638,000    | 638,280          | 3,999,888     |                  |             |        | 5,999,832        |      |
|   |       | 地籍調査費                | 35,820,000    | 35,820,000    |                  | 23,880,000    |                  |             |        | 11,940,000       |      |
|   |       | 老朽たぬ池<br>整備事業費       | 147,649,000   | 147,647,440   | 1,377,600        | 81,205,300    | 44,000,000       | 20,295,760  |        | 768,780          |      |
|   |       | 用排水施設<br>整備事業費       | 286,098,000   | 286,096,000   |                  | 151,641,000   | 79,000,000       | 50,067,160  |        | 5,387,840        |      |
|   |       | 地すべり対策事業費            | 73,734,000    | 70,333,000    |                  | 35,366,500    | 32,000,000       |             |        | 2,966,500        |      |
|   |       | 農業用施設石綿対策<br>特別事業費   | 25,000,000    | 25,000,000    |                  | 13,750,000    | 8,000,000        | 2,500,000   |        | 750,000          |      |
|   |       | 海岸保全施設<br>整備事業費      | 159,116,000   | 159,114,500   |                  | 79,056,500    | 71,000,000       |             |        | 9,058,000        |      |
|   |       | 県営震災対策農業費<br>施設整備事業費 | 24,670,000    | 24,668,120    |                  | 12,467,400    | 7,000,000        | 1,813,440   |        | 3,387,280        |      |
|   |       | 団体営震災対策<br>農業施設整備事業費 | 17,000,000    | 17,000,000    |                  | 17,000,000    |                  |             |        |                  |      |
|   |       | 農村地域防災減災<br>調査設計事業費  | 19,021,000    | 16,920,800    |                  | 15,920,000    |                  |             |        | 1,000,800        |      |
|   | 4 林業費 |                      | 2,311,442,000 | 2,218,784,088 | 196,752,776      | 1,475,826,000 | 292,000,000      | 7,875,150   |        | 246,330,162      |      |
|   |       | 造林事業費                | 587,726,000   | 550,745,156   |                  | 328,592,000   |                  |             |        | 222,153,156      |      |
|   |       | いしかわ森林<br>環境基金事業費    | 305,700,000   | 301,616,776   | 196,752,776      | 104,864,000   |                  |             |        |                  |      |



| 款                 | 項           | 事業名                  | 繰越明許費<br>議決額   | 翌年度<br>繰越額     | 既<br>特定<br>収入<br>財源 | 左の財源内訳        |                  |               | 一般財源          |
|-------------------|-------------|----------------------|----------------|----------------|---------------------|---------------|------------------|---------------|---------------|
|                   |             |                      |                |                |                     | 未<br>収<br>入金  | 定<br>財<br>源      |               |               |
|                   |             |                      |                |                |                     |               | 国<br>支<br>出<br>金 | 地<br>方<br>債   |               |
| 1                 | 土木管理費       |                      | 111,229,000    | 103,344,800    |                     |               |                  |               | 103,344,800   |
|                   |             | 県中央土木総合事務所<br>等移転事業費 | 111,229,000    | 103,344,800    |                     |               |                  |               | 103,344,800   |
| 2                 | 道橋りょう費      |                      | 13,811,572,000 | 11,417,319,180 | 86,247,360          | 2,285,238,587 | 2,392,000,000    | 1,791,367,180 | 4,862,466,053 |
|                   |             | 国道改築費                | 1,922,990,000  | 1,683,090,000  |                     | 427,164,302   | 301,000,000      |               | 954,925,698   |
|                   |             | 地方道改築費               | 4,995,000,000  | 4,106,657,198  |                     | 975,207,144   | 744,000,000      |               | 2,387,450,054 |
|                   |             | 橋りょう補修費              | 468,270,000    | 459,730,649    |                     | 119,189,162   | 144,000,000      |               | 196,541,487   |
|                   |             | 道路災害防除費              | 971,171,000    | 958,170,924    |                     | 242,542,731   | 471,000,000      |               | 244,628,193   |
|                   |             | 交通安全施設費              | 131,020,000    | 116,386,820    |                     | 60,012,751    | 54,000,000       |               | 2,374,069     |
|                   |             | 雪寒地域道路事業費            | 397,485,000    | 387,484,600    |                     | 116,032,080   | 153,000,000      |               | 118,452,520   |
|                   |             | 舗装補修費                | 319,000,000    | 272,190,000    |                     | 142,000,000   | 80,000,000       |               | 50,190,000    |
|                   |             | 道路施設長寿命化<br>対策事業費    | 894,180,000    | 588,894,377    |                     | 203,090,417   | 96,000,000       |               | 289,803,960   |
|                   |             | いしかわ広域交流<br>幹線道路事業費  | 500,000,000    | 403,000,000    | 39,888,599          |               | 150,000,000      |               | 213,111,401   |
| 観光石川周遊回廊<br>整備事業費 | 225,000,000 | 178,600,000          | 17,382,813     |                | 47,000,000          |               | 114,217,187      |               |               |
| 安全・安心道路<br>整備事業費  | 24,000,000  | 11,500,000           | 1,040,692      |                |                     |               | 10,459,308       |               |               |

|   |              |                |               |            |               |               |               |               |
|---|--------------|----------------|---------------|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|   | 県単道路改良費      | 273,000,000    | 210,047,213   | 27,935,256 |               |               | 692,800       | 181,419,157   |
|   | 県水送水管耐震化事業   | 1,996,000,000  | 1,615,000,000 |            |               |               | 1,615,000,000 |               |
|   | 道路受託事業費      | 253,308,000    | 175,042,000   |            |               |               | 175,042,000   |               |
|   | のと里山海道景観対策費  | 9,000,000      | 3,000,000     |            |               |               |               | 3,000,000     |
|   | 県単道路特別整備費    | 19,224,000     | 6,323,800     |            |               | 2,000,000     | 632,380       | 3,691,420     |
|   | 道路環境改善費      | 307,070,000    | 180,672,503   |            |               | 95,000,000    |               | 85,672,503    |
|   | 災害に強い道路整備事業費 | 105,854,000    | 61,529,096    |            |               | 55,000,000    |               | 6,529,096     |
| 3 | 河川海岸費        | 10,809,433,000 | 9,489,708,054 | 14,323,356 | 2,469,692,947 | 4,144,000,000 | 133,199,614   | 2,728,492,137 |
|   | 広域河川改修費      | 5,232,220,000  | 4,560,681,982 |            |               | 1,300,648,736 |               | 1,425,033,246 |
|   | 河川環境整備費      | 11,492,000     | 11,491,200    |            |               | 5,745,600     |               | 745,600       |
|   | 情報基盤緊急整備事業費  | 403,400,000    | 390,605,704   |            |               | 100,651,426   |               | 106,954,278   |
|   | 都市基盤河川改修費    | 117,000,000    | 102,534,000   |            |               | 98,000,000    |               | 4,534,000     |
|   | 河川改良受託事業費    | 183,792,000    | 108,430,000   |            |               |               | 108,430,000   |               |
|   | 緊急河川堆積土砂対策費  | 672,000,000    | 672,000,000   |            |               | 168,000,000   |               | 168,000,000   |
|   | 堰堤改良費        | 201,417,000    | 153,685,616   | 3,345,436  | 65,087,115    | 56,000,000    | 21,496,174    | 7,756,891     |



|         |               |               |               |            |               |             |               |
|---------|---------------|---------------|---------------|------------|---------------|-------------|---------------|
|         | 金沢港大水深岸壁整備促進費 | 2,400,000     | 1,792,000     |            | 537,600       | 418,133     | 836,267       |
|         | 港湾補修費         | 33,360,000    | 20,043,200    | 3,006,480  | 6,681,067     |             | 1,355,653     |
|         | 港湾環境整備費       | 52,650,000    | 51,170,000    |            | 12,512,500    | 12,512,500  | 3,145,000     |
|         | 港湾海岸高潮対策費     | 21,250,000    | 11,800,000    |            | 5,900,000     |             | 900,000       |
| 5 都市計画費 |               | 3,609,120,000 | 3,120,340,541 | 48,633,618 | 1,035,179,915 | 133,678,932 | 1,345,848,076 |
|         | 土地区画整理事業費     | 542,349,000   | 451,644,235   |            | 116,922,289   |             | 334,721,946   |
|         | 街路事業費         | 2,268,471,000 | 1,986,198,048 | 48,633,618 | 616,111,101   | 129,258,838 | 932,194,491   |
|         | 県単街路事業費       | 21,125,000    | 18,671,485    |            |               | 4,420,094   | 1,251,391     |
|         | まちづくり支援費      | 250,000       | 146,000       |            |               |             | 146,000       |
|         | 農業集落排水事業費     | 51,000,000    | 51,000,000    |            | 51,000,000    |             |               |
|         | 白山ろくろマパーク整備費  | 37,000,000    | 31,402,164    |            | 14,701,082    | 15,000,000  | 1,701,082     |
|         | 金沢城公園整備費      | 227,000,000   | 189,255,391   |            | 86,769,203    | 89,000,000  | 13,486,188    |
|         | 公園施設安全安心対策費   | 273,925,000   | 236,952,480   |            | 118,476,240   | 111,000,000 | 7,476,240     |
|         | 木場潟公園整備費      | 96,000,000    | 93,600,000    |            | 31,200,000    | 56,000,000  | 6,400,000     |
|         | 県単公園事業費       | 92,000,000    | 61,470,738    |            |               | 13,000,000  | 48,470,738    |

| 款               | 項           | 事業名 | 繰越明許費<br>議決額 | 翌年度<br>繰越額  | 左の財源の内訳          |             |                  |             | 一般財源        |        |
|-----------------|-------------|-----|--------------|-------------|------------------|-------------|------------------|-------------|-------------|--------|
|                 |             |     |              |             | 既<br>定<br>財<br>源 | 未<br>収<br>入 | 財<br>源           |             |             | 其<br>他 |
|                 |             |     |              |             |                  |             | 国<br>支<br>出<br>金 | 地<br>方<br>債 |             |        |
| 11 警 察 費        | 6 建築住宅費     |     | 49,068,000   | 44,714,000  |                  |             | 21,000,000       |             | 23,714,000  |        |
|                 |             |     | 20,493,000   | 20,493,000  |                  |             |                  |             | 20,493,000  |        |
|                 |             |     | 28,575,000   | 24,221,000  |                  | 21,000,000  |                  |             | 3,221,000   |        |
| 1 警 察 管 理 費     |             |     | 68,134,000   | 61,504,070  |                  |             |                  |             | 61,504,070  |        |
|                 |             |     | 53,485,000   | 48,973,200  |                  |             |                  |             | 48,973,200  |        |
|                 |             |     | 53,485,000   | 48,973,200  |                  |             |                  |             | 48,973,200  |        |
| 12 教 育 費        | 2 警 察 活 動 費 |     | 14,649,000   | 12,530,870  |                  |             |                  |             | 12,530,870  |        |
|                 |             |     | 14,649,000   | 12,530,870  |                  |             |                  |             | 12,530,870  |        |
|                 |             |     | 587,874,000  | 504,374,200 |                  | 124,000,000 |                  |             | 314,755,200 |        |
| 2 小 中 学 校 費     |             |     | 69,282,000   | 69,282,000  |                  |             | 25,000,000       |             | 31,359,000  |        |
|                 |             |     | 69,282,000   | 69,282,000  |                  |             | 25,000,000       |             | 31,359,000  |        |
|                 |             |     | 22,602,000   | 22,565,400  |                  |             |                  |             | 22,565,400  |        |
| 3 高 等 学 校 費     |             |     | 22,602,000   | 22,565,400  |                  |             |                  |             | 22,565,400  |        |
|                 |             |     | 22,602,000   | 22,565,400  |                  |             |                  |             | 22,565,400  |        |
| 4 特 別 支 援 学 校 費 |             |     | 495,234,000  | 411,770,800 |                  |             | 99,000,000       |             | 260,074,800 |        |
|                 |             |     | 495,234,000  | 411,770,800 |                  |             | 99,000,000       |             | 260,074,800 |        |

|          |                    |                |                |             |                |                |               |                |
|----------|--------------------|----------------|----------------|-------------|----------------|----------------|---------------|----------------|
|          | 空調設備整備費            | 450,718,000    | 376,318,000    |             | 48,797,000     | 96,000,000     |               | 231,521,000    |
|          | 学校施設大規模改修費         | 44,516,000     | 35,452,800     |             | 3,899,000      | 3,000,000      |               | 28,553,800     |
|          | 5 社会教育費            | 756,000        | 756,000        |             |                |                |               | 756,000        |
|          | 史跡名勝天然記念物保存事業費     | 756,000        | 756,000        |             |                |                |               | 756,000        |
| 13 災害復旧費 |                    | 2,027,701,000  | 1,508,777,233  |             | 1,145,382,593  | 359,000,000    |               | 4,394,640      |
|          | 1 農林水産業施設災害復旧費     | 603,518,000    | 479,834,793    |             | 462,185,593    | 16,000,000     |               | 1,649,200      |
|          | 30年発生団体営災害復旧費      | 315,440,000    | 245,760,593    |             | 245,760,593    |                |               |                |
|          | 30年発生林地荒廃防止施設災害復旧費 | 19,936,000     | 19,936,000     |             | 12,897,000     | 7,000,000      |               | 39,000         |
|          | 30年発生林道災害復旧費       | 182,102,000    | 157,799,000    |             | 157,648,000    |                |               | 151,000        |
|          | 30年発生県有林道災害復旧費     | 86,040,000     | 56,339,200     |             | 45,880,000     | 9,000,000      |               | 1,459,200      |
|          | 2 土木施設災害復旧費        | 1,424,183,000  | 1,028,942,440  |             | 683,197,000    | 343,000,000    |               | 2,745,440      |
|          | 29年発生土木施設災害復旧費     | 31,327,000     | 11,454,440     |             | 7,641,000      | 3,000,000      |               | 813,440        |
|          | 30年発生土木施設災害復旧費     | 1,351,038,000  | 976,470,200    |             | 648,197,000    | 328,000,000    |               | 273,200        |
|          | 29年発生港湾災害復旧費       | 41,818,000     | 41,017,800     |             | 27,359,000     | 12,000,000     |               | 1,658,800      |
| 合        | 計                  | 46,097,508,000 | 39,608,974,542 | 596,032,670 | 12,960,710,372 | 11,492,000,000 | 3,764,061,277 | 10,796,170,223 |



報告第7号

平成30年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成30年度石川県港湾整備特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和元年6月11日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成30年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書

| 款                  | 項            | 事業名     | 繰越明許費<br>議決額 | 翌年度<br>繰越額  | 左の収入源          |             |           | 内訳      |        | 一般会計<br>から繰入 |   |
|--------------------|--------------|---------|--------------|-------------|----------------|-------------|-----------|---------|--------|--------------|---|
|                    |              |         |              |             | 既<br>特定<br>収入源 | 未<br>国支出金   | 収入<br>地方債 | 財<br>定額 | 財<br>源 |              |   |
|                    |              |         |              |             |                |             |           |         | その他    |              | 円 |
| 1<br>港湾<br>整備<br>費 | 2<br>整備<br>費 |         | 636,000,000  | 262,000,000 |                | 262,000,000 |           |         |        |              |   |
|                    |              | 整備<br>費 | 636,000,000  | 262,000,000 |                | 262,000,000 |           |         |        |              |   |
| 合 計                |              |         | 636,000,000  | 262,000,000 |                | 262,000,000 |           |         |        |              |   |



報告第8号

平成30年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成30年度石川県流域下水道特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和元年6月11日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成30年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書

| 款                 | 項        | 事業名                   | 繰越明許費<br>議決額       | 翌年度<br>繰越額         | 既<br>特定<br>財源 | 左の財源の内訳            |                    |                    | 一般会計<br>から繰入 |
|-------------------|----------|-----------------------|--------------------|--------------------|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------|
|                   |          |                       |                    |                    |               | 未<br>収<br>入<br>財源  | 財源                 |                    |              |
|                   |          |                       |                    |                    |               |                    | 国<br>支<br>出<br>金   | 地方債                |              |
| 1<br>流域下水道<br>事業費 | 1<br>建設費 |                       | 857,575,000        | 857,572,652        |               | 552,635,330        | 154,000,000        | 150,937,322        |              |
|                   |          | 梯<br>建                | 518,501,000        | 518,499,972        |               | 329,888,970        | 95,000,000         | 93,611,002         |              |
|                   |          | 大<br>聖<br>寺<br>川<br>建 | 45,740,000         | 45,739,346         |               | 28,079,692         | 9,000,000          | 8,659,654          |              |
|                   |          | 犀<br>川<br>建           | 293,334,000        | 293,333,334        |               | 194,666,668        | 50,000,000         | 48,666,666         |              |
| <b>合</b>          |          | <b>計</b>              | <b>857,575,000</b> | <b>857,572,652</b> |               | <b>552,635,330</b> | <b>154,000,000</b> | <b>150,937,322</b> |              |



報告第9号

平成30年度石川県立高松病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成30年度石川県立高松病院事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和元年6月11日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成30年度石川県立高松病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事業名     | 予算計上額       | 支払義務発生額     | 翌年度繰越額    | 左の財源内訳    |         | 不用額       | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説明               |
|---|---|---------|-------------|-------------|-----------|-----------|---------|-----------|----------------------------|------------------|
|   |   |         |             |             |           | 企業債       | 損留保基金   |           |                            |                  |
| 1 | 1 | 病院建設改良費 | 524,371,000 | 515,932,372 | 6,454,000 | 6,000,000 | 454,000 | 1,984,628 |                            |                  |
|   |   |         | 307,567,000 | 299,129,286 | 6,454,000 | 6,000,000 | 454,000 | 1,983,714 |                            |                  |
|   |   | 病院整備施設費 | 129,900,000 | 121,522,578 | 6,454,000 | 6,000,000 | 454,000 | 1,923,422 |                            | 設計変更の不測の日数を要したため |



報告第10号

平成30年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成30年度石川県水道用水供給事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和元年6月11日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成30年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項     | 事業名         | 予算計上額         | 支払義務発生額       | 翌年度繰越額        | 左の財源内訳        |             | 不用額       | 翌年度繰越額に係る繰越る購入額 | 説明                   |
|---|-------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|-----------|-----------------|----------------------|
|   |       |             |               |               |               | 企業債           | 損留保勘定資金     |           |                 |                      |
| 1 | 建設改良費 |             | 7,834,788,000 | 6,100,441,491 | 1,733,287,680 | 1,615,000,000 | 118,287,680 | 1,058,829 |                 |                      |
|   |       | 固定資産改良      | 4,640,068,000 | 2,905,732,275 | 1,733,287,680 | 1,615,000,000 | 118,287,680 | 1,048,045 |                 |                      |
|   |       | 送水施設建設改良事業費 | 600,068,000   | 480,732,275   | 118,287,680   |               | 118,287,680 | 1,048,045 |                 | 関係機関との調整に不測の日数を要したため |
|   |       |             | 4,040,000,000 | 2,425,000,000 | 1,615,000,000 | 1,615,000,000 |             |           |                 | 関係機関との調整に不測の日数を要したため |